令和２年１１月１２日

　　　懲戒処分の基準の一部改正について（提案）

１　提案理由

　　　「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正等により、事業主に、パワー・ハラスメントを行った者に対する対処方針等の策定が義務化された事に伴い、パワー・ハラスメントについての懲戒処分の基準を定める。

　　　また、教育現場において、体罰には該当しないものの、児童又は生徒の人権を侵害する発言により精神的な苦痛を与える事案が発生していることから、当該行為が懲戒事由に該当することを明示するため、当該言動についての懲戒処分の基準を定めるとともに、その他所要の改正を行う。

２　対象職員

　　　職員の懲戒に関する条例（以下「条例」という。）の適用を受ける職員

３　改正内容

　（１）パワー・ハラスメントについての懲戒処分の基準について、人事院で定める国家公務員に対する懲戒処分の指針に準じて以下のとおり条例別表に追加する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正前)― (改正後)２４ | 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害することとなるもの（以下「過剰な叱責等」という。）により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。 | 戒告、減給又は停職 |
| (改正前)― (改正後)２５ | 過剰な叱責等を行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、これを繰り返すこと。 | 減給又は停職 |
| (改正前)― (改正後)２６ | 二十四の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | 減給、停職又は免職 |

（２）児童又は生徒の人権を侵害する発言等についての懲戒処分の基準について、体罰に関する懲戒処分の基準に準じて以下のとおり条例別表に追加する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正前)― (改正後)２９ | 児童又は生徒の人権を侵害する発言その他精神的な苦痛を与える言動をすること。 | 戒告、減給又は停職 |

　 　【参考】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正前)２５(改正後)２８ | 児童又は生徒に体罰をすること。 | 戒告、減給又は停職 |

（３）条例別表２０項の規定を「職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いること」により行った行為に限定する。

　※改正前の条例別表６１項の規定は存置する。

　　【改正前】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正前)２０ | 暴行若しくは脅迫を用い、又は職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をすること。 | 停職又は免職 |

　【改正後】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正後)２０ | 職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、又はわいせつな行為をすること。 | 停職又は免職 |

　 　【参考】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正前)６１(改正後)６５ | 暴行若しくは脅迫を用い、又は心身喪失若しくは抗拒不能に乗じてわいせつな行為をすること。 | 免職 |

（４）大阪府迷惑防止条例の改正（平成２９年４月）に伴い、条例別表に記載の「公共の乗物又は場所において痴漢行為、盗撮等」についての懲戒処分の基準に、「不特定又は多数の者が出入りし、又は利用するような場所又は乗物（教室やタクシー等）」での行為を追加する。

　　 【改正前】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正前)５９ | 公共の乗物又は場所において痴漢行為、盗撮等をすること。 | 停職又は免職 |

　 【改正後】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| (改正前)６３ | 公共の場所若しくは乗物又は不特定多数若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において痴漢行為、盗撮等をすること。 | 停職又は免職 |

４　実施時期

　　　公布の日（令和２年９月議会（後半）に条例改正案を提出予定）

５　協議期限

　　　令和２年１１月１９日